

## 別紙

## 免許証に関するあれこれ

\*注意:以下の説明はNSW州の免許取得についての説明です。豪州内の他州については管轄総領事館にお問い合わせください。

### NSW州自動車(二輪を含む)運転免許事情

NSW州では、日本の運転免許保持者は、免許取得後1年以内の初心者を除き、「運転技能試験」及び「学科試験」が免除され、視力適正試験だけを受けてNSW州の自動車運転免許証を取得できます(一部例外を除く)。

また、初めて運転免許を取得する方には、正規の運転免許証取得までに3段階の手順を踏む必要があります。満16歳以上から学科試験を受験し合格すると、日本の仮免許に当たる教習者運転免許証(Learner License)が交付されます。最低1年間の教習者免許期間を過ぎた後、運転技能(実技)試験に合格すると、P1初心者運転免許証が交付されます。最短12か月後に危機認識試験(Hazard Perception Test)に合格するとP2運転免許証を取得します。最短24か月後に運転適任者試験(Driver Qualification Test)に合格すると正規の運転免許証取得となります(それぞれの免許証には、運転に関して制約があります。)

### (1)永住者か訪問運転者か?

#### <永住者等>

永住権を取得された方及び永住する意思のある方で、豪州入国後3か月が経過した方

→ NSW州の自動車運転免許証を取得してください。

日本の自動車運転免許証で運転することはできません。

※豪州入国後3か月未満の方は、訪問運転者と同様に有効な日本の運転免許証、翻訳証明書、滞在資格を証明するものを携帯すれば運転が可能です。

#### <一時訪問運転者>

ビジネスビザ、ワーキングホリデービザ、留学生ビザ、観光ビザ等で一時的に当地で生活しておられる方は一時訪問者(Temporary Overseas Visitor)とみなされます。当地で自動車を運転するには3通りの方法があります。

##### ①日本の運転免許証を利用する。

次の3種類を携帯していれば、日本の運転免許証でも当地で運転ができます。

- 有効な日本の自動車運転免許証
- 翻訳証明書(下記翻訳証明書の説明文参照)
- 滞在資格証明書類(旅券、査証等)

##### ②国際運転免許証

有効期限内の国際運転免許証と有効な日本の運転免許証を携帯することで、当地での運転は可能です。場合によっては旅券と査証の提示も求められることもあるため、コピーを携帯されることをお勧めします。なお、紛失、盗難の被害にあった場合には、当館で再発行することはできません。詳しい再発行の手続については、住所地を管轄する都道府県公安委員会にお問い合わせください。

##### ③NSW州運転免許証の取得(有効な日本の運転免許証保持者の場合)

#### <対象となる方>

現在有効な日本の自動車運転免許証(期限失効していない免許証)を所持されている方  
<必要な書類等>

- 豪州査証の証明
- NSW 州に住所を有していることを証明できる文書等
- 身分証明書(写真付き)又は旅券、及び日本の運転免許証
- 日本の運転免許証に対する翻訳証明書\*

\* Multicultural NSW (Service NSW 内で申請)、Department of Social Service、  
Department of Immigration and Border Protection 若しくは National Accreditation  
Authority for Translators and Interpreters が発行した翻訳のみ。(在シドニー総領事館  
発行の運転免許証翻訳証明書は無効)

<手続の方法>(本人出頭)

- 申請書及び必要書類を窓口提出する。
- 視力試験を受ける。

合格すれば写真撮影のあと NSW 州の免許証が交付される(場所によっては郵送交付)。

<交付される免許証>

- ・ 運転技能試験及び学科試験を免除される方が取得できる免許証は、クラスC(4.5t 未満、  
運転手を含み12人乗りの車両まで)及びクラスR(二輪車)となります。
- ・ 日本の運転免許証を取得してから12か月未満の方は当地で P1のライセンスを、12か月  
以上3年以内であれば P2ライセンスを取得できます。
- ・ 交付された全種別の免許証には、アルファベットの「Q」という記号が付され、裏面に  
「Evidence of permanent residency status not provided」との説明書きが記載されます。
- ・ 免許の種別(クラス)及び制限付き運転可能免許証(P1、P2)については RMS のホーム  
ページ <http://www.rms.nsw.gov.au> で確認してください。

## (2) NSW州免許取得時における注意事項

当地の法律では、二重運転免許証の取得は違法とされています。理由は、複数の運転免許証を利用し、免許点数減点制度から逃れる者がいるためです。免許点数減点制度は、悪質違法なドライバーを公共の安全から排除するという目的で創設されたもので、その目的を達するために NSW 州運転免許証取得時に、他国の運転免許に対し無効措置を施すのは当然の措置と言えます。その為、当地で永住権を取得されかつ車の運転を希望される方は、NSW 州の運転免許証でなければ運転できないことになっています。

## (3) NSW州免許取得時によく発生するトラブルとその対処法

RMSにおいてNSW州の免許証を取得する際、提示した日本の運転免許証の真偽性が確認できないとして、日本総領事館に免許証の証明書を発行してもらうよう指示する RMS 職員がいますが、在シドニー総領事館においては RMS と協議の上、総領事館発行の証明書に効力がないことを確認しています。よって、そのような指示を行う職員に対しては、RMS 内のマニュアルを確認するか、同所の責任者に確認するようその場で申し出てください。

## (4) 運転免許証の失効に関する問題

#### ①日本の運転免許証の期限が失効した方

技能試験や学科試験の免除を受けNSW州免許を取得しようとする方で、日本の運転免許証が既に失効している方については、失効後5年以内であれば、運転経歴証明書で証明することにより技能試験や学科試験が免除となります。しかし、日本国内法との相違から、実質上失効後3年以内でなければ技能試験免除とはならないようです。理由は、日本で取得する運転経歴証明書が、失効後3年以内の方を対象としているため、3年を経過した方については証明が不可能(交通違反歴のある者については6年前まで証明が可能です。)となっているためです。なお、「運転経歴証明書について総領事館で入手してください」とRMSが案内することが仮にあった場合、運転免許証に関する書類は日本の運転免許センターでしか発行されないため、当館ではそのような証明は行っておりませんので留意願います。

#### ②日本の運転免許証が取り消された方

上記①の「失効後5年以内であれば……」という規定が当てはまらない場合もあります。RMSによれば、「単純な期限失効ではなく、違反を犯して取り消された人の場合、違反内容次第では技能試験免除にならない場合もある。」ようです。詳しくはRMSにお尋ねください。

### (5) 運転免許経歴証明書の入手方法

日本全国各地の運転免許センター内にある「自動車安全運転センター」で「運転免許経歴証明書」を取得することができます。

#### <入手方法>

運転免許経歴証明書申請用紙は、警察署、交番、駐在所及び自動車安全運転センター各都道府県事務所にありますので、そこで申請用紙を入手してください。申請用紙には、氏名、住所、生年月日、免許証番号(本人確認のため)を記載する必要がありますので、失効した免許証を見て、免許証番号等を記載してください。手数料を添えて、最寄りの郵便局から郵便為替で申し込むか、近くの自動車安全運転センター事務所に直接申し込んでください。証明書は、代理申請できますので、日本にいる方に委任状を送り、代理人が申請を行ってください。なお、運転経歴証明書については翻訳が必要となりますので、上記1(1)の公的機関に翻訳してもらうことになります。

詳しくは、自動車安全運転センターのホームページ <http://www.jsdc.or.jp> で確認してください。

### (6) 日本の免許証の再発行

詳しくは、警察庁ホームページ(<http://www.npa.go.jp>)を参照ください。当地で免許証を紛失・破損等した場合には、一時帰国した際に、一時滞在先を住所地として免許証の再交付申請ができます。注意する点は、再発行の場合は代理申請が認められておらず、必ず本人が行わなければなりません。